

第三十回国会 社会労働委員会 議院 議 録 第十六号

昭和三十四年三月九日(月曜日)

午前十一時五十分開議

出席委員

委員長代理 理事大坪 保雄君

理事大石 武二君 理事田中 正巳君

理事八田 貞義君 理事藤本 捨助君

理事五島 虎雄君 理事滝井 義高君

金子 岩三君 齋藤 邦吉君

志賀健次郎君 武知 勇記君

田中 龍夫君 津島 文治君

中村三之丞君 細田 義安君

三池 信君 村上 勇君

伊藤よし子君 大原 亨君

多賀谷貞松君 八木 一男君

出席國務大臣

労働 大臣 倉石 忠雄君

出席政府委員

労働政務次官 生田 宏一君

労働事務官 澁谷 直藏君

(大臣官房長)

委員外の出席者

専門 員 川井 章知君

三月九日

委員大橋武夫君、川崎秀二君、寺島

隆太郎君、二階堂進君、野澤清人

君、山田彌一君及び亘四郎君辞任

につき、その補欠として田中龍夫

君、津島文治君、三池信君、金子岩

三君、武知勇記君、村上勇君及び細

田義安君が議長の名で委員に選任

された。

同日

委員金子岩三君、武知勇記君、田

中龍夫君、津島文治君、細田義安

君、三池信君及び村上勇君辞任につ

き、その補欠として二階堂進君、野澤清人君、大橋武夫君、川崎秀二君、亘四郎君、寺島隆太郎君及び山田彌一君が議長の名で委員に選任された。

三月六日

酒癖矯正施設等に関する請願(中村高一君紹介)(第二〇七七号)

同(白井莊一君紹介)(第二二五五号)

同(菊池義郎君紹介)(第二二八五号)

同(橋本正之君紹介)(第二二七〇号)

同(渡海元三郎君紹介)(第二二〇三九号)

同(内田常雄君紹介)(第二二七〇号)

同(渡海元三郎君紹介)(第二二〇三九号)

同(渡海元三郎君紹介)(第二二〇三九号)

同(渡海元三郎君紹介)(第二二〇三九号)

同(渡海元三郎君紹介)(第二二〇三九号)

同(渡海元三郎君紹介)(第二二〇三九号)

同(渡海元三郎君紹介)(第二二〇三九号)

同(渡海元三郎君紹介)(第二二〇三九号)

同(渡海元三郎君紹介)(第二二〇三九号)

同(渡海元三郎君紹介)(第二二〇三九号)

同(渡海元三郎君紹介)(第二二〇三九号)

同(渡海元三郎君紹介)(第二二〇三九号)

同(渡海元三郎君紹介)(第二二〇三九号)

同(渡海元三郎君紹介)(第二二〇三九号)

同(渡海元三郎君紹介)(第二二〇三九号)

同(渡海元三郎君紹介)(第二二〇三九号)

同(渡海元三郎君紹介)(第二二〇三九号)

同(渡海元三郎君紹介)(第二二〇三九号)

同(渡海元三郎君紹介)(第二二〇三九号)

同(渡海元三郎君紹介)(第二二〇三九号)

同(渡海元三郎君紹介)(第二二〇三九号)

同(渡海元三郎君紹介)(第二二〇三九号)

同(渡海元三郎君紹介)(第二二〇三九号)

同(渡海元三郎君紹介)(第二二〇三九号)

負担に関する請願(植木庚子郎君紹介)(第二一〇七号)

同(岡良二君紹介)(第二二〇八号)

同(田中龍夫君紹介)(第二二〇九号)

同(山口長治郎君紹介)(第二二七三三号)

同(藤本捨助君紹介)(第二二七四号)

同(藤本捨助君紹介)(第二二七四号)

同(藤本捨助君紹介)(第二二七四号)

同(藤本捨助君紹介)(第二二七四号)

同(藤本捨助君紹介)(第二二七四号)

同(藤本捨助君紹介)(第二二七四号)

同(藤本捨助君紹介)(第二二七四号)

同(藤本捨助君紹介)(第二二七四号)

同(藤本捨助君紹介)(第二二七四号)

同(藤本捨助君紹介)(第二二七四号)

同(藤本捨助君紹介)(第二二七四号)

同(藤本捨助君紹介)(第二二七四号)

同(藤本捨助君紹介)(第二二七四号)

同(藤本捨助君紹介)(第二二七四号)

同(藤本捨助君紹介)(第二二七四号)

同(藤本捨助君紹介)(第二二七四号)

同(藤本捨助君紹介)(第二二七四号)

同(藤本捨助君紹介)(第二二七四号)

同(藤本捨助君紹介)(第二二七四号)

同(藤本捨助君紹介)(第二二七四号)

同(藤本捨助君紹介)(第二二七四号)

同(藤本捨助君紹介)(第二二七四号)

同(藤本捨助君紹介)(第二二七四号)

同(藤本捨助君紹介)(第二二七四号)

同(藤本捨助君紹介)(第二二七四号)

同(藤本捨助君紹介)(第二二七四号)

同(藤本捨助君紹介)(第二二七四号)

同(藤本捨助君紹介)(第二二七四号)

同外三件(濱田正信君紹介)(第二二六九号)

同外一件(綾部健太郎君紹介)(第二一八八号)

同(今松治郎君紹介)(第二二八九号)

同(岡部得三君紹介)(第二二九〇号)

同外一件(鍛冶良作君紹介)(第二二九一号)

同外二件(加藤精三君紹介)(第二二九二号)

同(園田直君紹介)(第二二九三三号)

同(田中正巳君紹介)(第二二九四四号)

同外五件(田邊國男君紹介)(第二二九五五号)

同外一件(三田村武夫君紹介)(第二一九六六号)

同(笹山茂太郎君紹介)(第二二一三三三号)

同外二件(鈴木正吾君紹介)(第二二一四四号)

同外二件(野原正勝君紹介)(第二二一五五号)

同外一件(粟山博君紹介)(第二二一六六号)

同外二件(大橋武夫君紹介)(第二二一七七号)

同外一件(小金義照君紹介)(第二二一八八号)

同外一件(小坂善太郎君紹介)(第二二一九九号)

同外二件(中村幸八君紹介)(第二二二〇〇号)

同外三件(西村直己君紹介)(第二二二〇一六号)

同(野澤清人君紹介)(第二二二〇二七号)

同外三件(橋本正之君紹介)(第二二二〇三三六八号)

同(世耕弘一君紹介)(第二二二〇三八八号)

同(田中正巳君紹介)(第二二二〇九九九号)

同(田中正巳君紹介)(第二二二〇九九九号)

同(田中正巳君紹介)(第二二二〇九九九号)

同(田中正巳君紹介)(第二二二〇九九九号)

同(田中正巳君紹介)(第二二二〇九九九号)

同(田中正巳君紹介)(第二二二〇九九九号)

同(田中正巳君紹介)(第二二二〇九九九号)

同(田中正巳君紹介)(第二二二〇九九九号)

同(田中正巳君紹介)(第二二二〇九九九号)

同(田中正巳君紹介)(第二二二〇九九九号)

療術の禁止解除に関する請願(佐藤洋之助君紹介)(第二二〇〇号)

同(三田村武夫君紹介)(第二二〇一〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

中小企業退職金共済法案(内閣提出 第一一六号)

○大坪委員長代理 これより会議を開きます。

中小企業退職金共済法案を議題とし審査を進めます。

質疑に入ります。通告がありますのでこれを許します。五島虎雄君。

○五島委員 この法律案の審査に入るに当たって、社会党からはあらゆる方面についてたくさん質問をしていて、そして各面からこの法案についての審議をして、中小企業の方たちの経済基盤の強化、あるいは中小企業の経営の堅実性、そしてその中に含まれる労働者の賃金体系の上昇ということを私たちは企画しておりますから、その点について各面から質問があると思

います。で、私はその中のほんとうに一端になるであろうと思っておりますけれども、この法案の背景とか、あるいは内容について若干の質問をして、政府の、あるいは労働省の考え方をつまびらかにしておきたいと思っております。

まずこの法律案がこの国会で提案されたわけですが、この中小企業退職金共済法案というものがこの国

会に提案されたところの経済的と申しますか、あるいは社会的といいますが、それらの背景になったものは何か。(政治的意図だ)と呼ぶ者あり) 今言われましたように、政治的意図といえは苦笑いされるかも知れませんが、そういふようなバックについて質問しておきたいと思ひますが、まずそれらの背景のもとにこの法律案が国会に提出されたんだというふうなことについて、われわれはまずそれをほつきり頭の中にとり込んで、そうして審議に入ることが妥当であろうと思ひます。従来、両三年來各中小企業では自発的に中小企業の退職金、積立金制度等がやつてこられたわけですが、この法案を制定したいという政府の意欲についてはいろいろの理由があると思ひますが、それらの点について明らかにしていただきたいと思ひます。

○倉石国務大臣 御審議を願ひます。中小企業退職金共済法につきましては、法の目的に申し上げることが全部でありまして、中小企業の従業員は、御承知のように大企業の従業員に比べていろいろの面において恵まれない環境に立つておる、このことは否定することのできない事実であります。大企業においてはそれぞれ企業内部において退職金制もございまして、福利施設等も非常に完備しておるのが多くなつて参りました。しかし日本の産業構造はその過半数が中小企業だ。そこで第二次岸内閣ができましたときに、総理大臣は特に私に、思いやりのある労働をやろうではないかと言われたのであります。この言葉はまことに含蓄のある言葉であると思ひます。そういうところに立脚いたしましたして、政府の

とつております労働政策は、ごらんの通り第一には最低賃金制に情熱を傾けて、あるいはまた三十四年度予算において産業災害の防止に非常な力を入れる、また私自身が地方に出張つていって、適給制の奨励、同時にまた働く青少年ホームを建設してあげるとか、いふような点も最も力を入れておられます。これは御承知の通りであります。そういう一環の思想のうち、私も中小企業に従業員については、なるほど今御指摘のように、企業内部でそれぞれ自主的に退職共済制度のようなものを設けて参つたものがたくさんありますが、こういう機運をうまく総合いたしました、そして当該企業でいろいろおやりになるよりは、やはり何と云つても政府機関が出勤いたしましたして、そして権威のあるものをここに作つて、従業員も安心して将来のことを楽しんでその業務にいそむことができるようにしてあげ、こういうことが政府の労働政策としては大事なことではないか、こういうようなことを考えたわけですが、中小企業については、一方においてその中小企業があるいは最低賃金制を実施し、また本法案に示すような趣旨が実行のできるように、中小企業対策を助成して参ることは当然なことでありまして、それとともにこの退職制度というのの、一つしつかりした骨を入れて、そして中小企業経営者も安心して、同時にまたその従業員も安心して業務に従事することができるよう、こういう趣旨で本案を提出いたしました次第であります。

○五島委員 そうすると今経済的あるいは社会的、政治的背景は何かという

ことについて、中小企業あるいは零細企業に仕事をしている労働者が、非常に恵まれない環境にあるという事はお互いにわかつていられるわけなんですけれども、恵まれない環境に置かれてい、それらの要因は一体何だと思ひになりますか。日本の賃金は、最低賃金法の審議のときもずいぶん論議されたわけですが、これは通産大臣に聞くのがいいかもしれませぬけれども、労働大臣が労働行政の面から、これは恵まれない環境に置かれてい、ということをお言われましたので、一体どうしてこの日本の産業機構の中で、中小零細企業に従事するところの従業員が恵まれない環境に置かれてい、それらの要因について簡単に日ごろ考えておられることについて質問しておきたい。

○倉石国務大臣 先般本委員会において多賀谷さんも申されたように、たとえば日本の低賃金という問題を考えましても、やはり中小企業と大企業との格差というところに問題があるのであります。そういうことを考えますと、い、現在のい、いわゆる中小企業と云われる、しかも日本の過半数を占めておる中小企業というものの産業それ自身の体質にあると私は思ひます。その体質を改善していくということがやはり今の政治問題としては大きな問題であり、経済上の問題も従つて大きいと思ひます。そこで私も一般に中小企業と一口に申すけれども、なかなか零細な企業、このものはすでに五島さんも御承知のように日本の産業構造それ自体に根本的な原因が伏在いたしておる。しかもこの産業構造の中に、いわゆる零細企業という面を切り捨ててしまふという

ことは不可能なことで、またそういうことはあり得ざることであります。それならばそれをどういふふうにして盛り立てていくかというところに、わが国の産業構造の大問題がひそんでおると思ひますが、私はやはり中小企業について、しかも日本の大部分を占めておる中小企業については、特段の措置を一方において構じて、これを維持、助成するということにしなければならぬ。同時にまた、そこに働いておる労働者諸君のためを考えますことは、労働政策の重要な課題でありますからして、そういう面でも、私どもは一つ一つ取り上げて、そうしてそういふところに働いておられる人々に對して、どのようにしたならば、今私が申し上げましたような欠陥を内蔵しておる中小企業、ことに零細企業に従事しておる労働者諸君の福利を増進することができぬか、こういうことを考えてあげなければならぬ今日の状態だと思ひますので、そういう意味の一端として、私は、やはり中小企業の従業員の退職制度というふうなものを確立してあげることが、きわめて時宜を得た処置である、こういうふうな思つておるわけでありまして。

○五島委員 方向を変えて、これは澁谷官房長から説明していただいたけれども、このことだと思ひます。もう両三年來、中小企業共同退職金積立金制度が自発的に出ました。それはなぜ自発的に行われたか、自発的にそれが発展していったか、というふうな点についての要因、それからその後の現在までの状況について、述べてもらいたいと思ひます。

○澁谷政府委員 民間で自発的に、中小企業の間におきまして共同積立金制度

が起つて参つておられますのは、御指摘の通りでございますが、その端的な要因となりましては、何と申しまして、最近においては中小企業における求人難が一番大きな原因になつておると思ひます。私もこの法案を検討する過程におきまして、それらの中小企業、零細企業の代表者の方でも、しばしば懇談する機会を持つたのでございまして、その際、異口同音に言われましたことは、最近においていい人を得たいと思つても、なかなか来ない。大企業の方に行つてしまふ。その来ない原因としましては、第一に健康保険を初めとする社会保険制度の適用がないということ、それからもう一つは、退職金の規定が整備されておらない、この二つを言つておられたのでございまして。そこで、中小企業の業者としましては、いい人を得るためには、まずこの退職金の規定を整備する必要がある、こういうことから、お互いに共同して積み立てて、そういう形で退職金の制度を作つていきたい、こういう動機から出発したようございまして。現在までにありますものとして、全国で百三十三団体、参加してあります事業所が七千七百ございまして、これに入つておられます従業員が約四万人、なお現在準備中の団体が約五十前後あるというふうな状況でございます。

○五島委員 百三十三団体で、四万人の従業員を包含しているというふうなことで、その運用の堅実性の点については、どういふような調査ができておられますか。

○澁谷政府委員 これは自発的に、行なつておられます制度でございますので、その形、それから運用の中身につ

きまして、それぞれ千差万別と申しますか、統一した型はございませんけれども、大体共通的に申し上げられることは、賃金の三割ないし四割程度ものを毎月積み立てる、それから定額制の場合は、大体二百円ないし三百円の金を一人につき積み立てていく、そして、その積み立ての方法といたしましては、その共同の団体を作りまして、そこで各事業所の事業主の名前で貯金をする、その貯金の通帳を共同団体が保管いたしておるといふような形が、一番多い形でございます。それで、ただいま御質問の積立金の安全性と申しますか、その点につきましては、これはもう申し上げるまでもなく任意団体でございますし、法人格も持っておられないという事例が相当あるわけでございます。しかも退職金というものは、言うまでもなく十年、二十年という長期にわたる制度でございますので、その長期にわたってかけられる積立金を確実に管理していく、しかも実際に従業員が退職した場合に、確実にその退職金を従業員に手交するという保証の問題について検討いたしますと、きわめて不安定なものが多いのが実情でございます。この点が、私どもが法律による確固とした退職金の制度を確立しなければならぬというふうに考えた一つの要因であるわけでございます。

五島委員 安全性がなくて、法人格を持つていない、それから将来に向つての保証がないということも言われまして、私がついこの間兵庫縣に行きまして、ある事業団体の積立金制度を作つて、これはもうどん屋の組合ですが、その人とこの法律案に

ついていろいろ話し合つたのです。それで、今度の法律案が国会を通過したならば、あなたのところの団体は、直ちに中小企業退職金共済事業団に加入されませんか、と聞いたわけですが、ところが、その運営の責任者は、政府の案は非常にばか然としていてわからない、わからぬといふことは語弊が、ありますけれども、非常にばか然として、ところが、自分たちのところでは従業員が店主に向つて、自分たちは退職金積み立てをやりたい、やつてもらいたいといふような意思を示した

ら、業者はそれに反対できないような規約を作つて、それで、そういう面から、従業員が店主に対して、積立方式をやりたいといふようなことを申し出させれば、業者はそれを拒否できないで、全部加入しなければならぬ規約になつて、だから、うんと部屋ならうんと屋の自分たちの同業はほとんど全部で、そつとして運営は非常に堅実である。ところが法案の内容を見れば、ばか然たる任意加入の制度をとつて、こつこつといふことはおかし

五島委員 ただいま私が申しました事柄についてもやはり調査しておく必要があると思ひますが、われわれは認識しておく必要があつたと思ひます。なぜこの点について私が一部触れたかといふと、今回の法律案の内容を検討してみますと、もうすでに自発的に各団体がやつて、中に従業員の意思がこんなにはつきり現われて、これらの積立金制度ができて、従業員の方ではこれについて拒否できないよう

な、いわば労働者の意思を非常に大きく反映して作られて、ところが、いままで読んでみても、最初から意思は全然反映する場所がないといふことです。ただ加入した金額を減額する場合は従業員が同意を聞かなければならないといふことだけが、この法律案の全体を流れて、一点だけあるわけですが、その流ればこの法律案の全体を流れる意思の中には、労働大臣がいぜん申されたように、中小企業の労働者は非常に気の毒な立場に置かれて、これは歴史的な、経済的な問題だといふようなことを言われたわけですが、この法案には何ら意思の反映がない。私たちは最低賃金の審議に當つて何といひますか、労働

者の意思の反映せざる最低賃金法は最低賃金法でないと言つてきました。この退職金に關するところの制度に當つて、やはり退職金制度そのものは、共済法という名がついておられますけれども、これは労働条件であらうと思ひます。ところがこの法の制度に當つて非常に綿密に政府は準備をされました。そうして中小企業労働福祉対策懇談会の学識経験者十五人によつていろいろ審議されたのでありますが、その制度に對する基本的態度についてどういふような点が問題になつたかといふ資料を、政府の方から私たちに配付されておりますけれども、この基本的態度の中に、一國庫補助と換金の免稅措置は、不可欠の前提条件であるといふ意見が支配的であつた。しかしながら、退職金が労働条件である性格を貫くべきこと」といふ意見もあつたといふように述べられておるわけですが、

その点について、退職金といふものを社会福祉といふばか然たる姿で解釈しつこの法案が出されたか、あるいは労働条件の基本精神を貫いてこの法律案が策定されたかといふことについて、労働大臣にお尋ねします。

倉石國務大臣 もちろん中小零細企業の従業員労働条件をどのようにしてできるかといふことが、労働問題として基本的精神

五島委員 どうも妙な、抽象的な言葉ばかり使われますけれども、本案のよる程度でやりたいといふ程度は、何を含んでいふのですか。基本的労働条件の基本精神はばか然となつてしまつた。それが程度であるといふふうに解釈していいのですかどうですか。

百名以下の事業所に適用するのだ、こ
ういうようなことですが、中小企業と
いうその産業構造上における解釈はど
ういうところに置かれておられるか。そ
うして、たとえ三百人というものを人
員上の区分に置かれるならば、それら
について、この百人という対象、百
人以下あるいはサービス業において三
十人以下というような対象を区別され
たことについて説明をお願いしたいと
思うわけですが、そうすると、中小企業
という名称である限りにおいて、中小
企業概念からはみ出してはいけないの
じゃなからかという疑いが一点出
てきますから、ここにこれを質問して
おきたいと思えます。

○瀧谷政府委員 中小企業の定義につ
きましては、御指摘のように従業員
数によって分ける場合と、それから資
本金の高によって分ける場合とござい
ますが、資本金額によって区別して
おられるわけは、大体金融関係の立法に限ら
れておられるわけは、この点で普
通の場合は従業員の数で分けておるわ
けでございますが、これは御承知のよ
うに三百人以下というふうな分け方
なっております。この法案におきま
して、この法案におきまして、こうい
つた従来の中小企業立法の分け方と異な
た立て方をしておられるわけござい
ますが、その理由はどうかであるかとい
う御質問でございますが、この点につ
きましては私もいろいろな角度から検
討をいたしましたのでございます。先ほ
どちよつと御説明申し上げましたよ
うに、現在退職金規定を持つておる事
業場を、この従業員の規模別によつて調
べてみますと、五百人以上になりま
すと九六・九％、ほとんど全部のもの

が退職金制度を持つておるわけござ
います。それから百人から四百九十
九人になりますと八二・七％のもの
退職金制度を持つておる。三十人から
九十九人になりますと約半分の五六・
四％しか持つておらない、こうい
う数字の上で出てくるわけござい
ます。そこで私どもとしましては、百
人から四百九十九人となりますと、
その八二・七％でございますから、ほ
んどすべてに退職金の制度を持つてお
る、そこにさらにもたこの政府の法案
による退職金というものを重複してか
ける必要がないのではないかと
いうことが一つ。それからもう一つは、こ
の法案におきましては御承知のように
退職金に對しましては七年以上、十年以
上についてそれぞれ五％、一〇％の
庫補助金を出すこととしたしておる
わけでございます。そこでその庫補助
金を出すという観点から、三百人とい
う規模の事業場になりますと、わが
国におきましては中小といはれま
す。相当大きな規模の事業場になるわけ
であります。そこでこの庫補助
金を出すということになりますと、
実際問題としてもなかなか困難ござ
います。議論としてもこれはい
ろいろ出てくる。そういう二つの
観点から、百人以下、サービス業につ
きましては三十人以下というふうな
しほり方にしたわけでございます。

○五島委員 そうすると、その問題を
変えて、労働者は団結権があり団体
交渉権がある、そして団体行動権があ
る。ところが労働協約をもつて退職金
を制定しているところが大企業には非
常に多い、あるいは就業規則ででき
るところが多い。ところがサービス

業では、三十名以下では半数である
というふうなことを言われたわけだけ
れども、労働者の団結を進めるにも進
められない状況もあろうと思ひま
す。それはいろいろの面があらうと思
ひますが、労働大臣は労働組合の組織
大について、今後の問題についてどう
お思ひになりますか。組織数はやは
り従業員の多いところ、あるいは経済
基盤の強いところに組織の数が多く
て、中小零細といわれるところにはな
かなか組織ができません。この点につ
いては何か業者なども間違えられて、労働組
合というのには非常なこわいもの
だ、労働組合ができるのは反対だとい
うようなこと、いろいろの要因から、
労働組合ができないようにするとい
うような社会情勢があることは、労働
大臣も認識されておると思ひます。で
すから、日本労働協会の組織ができた
とき、全国ではまだ労働組合の組織
ができていないから、それをPRして、
労働者の発展に寄与するといふよう
なところで、労働組合ができたわけ
ですけれども、日本労働協会のできた
わけからその後の組織状況は一体ど
ういうふうなもので、あるいはどう
いうふうなPRさして、労働組合が
できていないのか、しかも小さいところ
の職場では労働組合の組織ができて
いない、何か使用者の方たちが、労働
組合はこわいものだからというふう
に認識されておる。そういうところは
日本労働協会にPRを任せて、労働者
はあぐりまを組んでおつてもいいと
お思ひになりますか、その点につ
いて……

○倉石国務大臣 労働組合といふもの
を結成するといふことは労働者が自主
的になすべきことでありまして、IL

○の憲章でも申しておりますように、
相互不介入というのが労働関係の原則
でございます。従つて私どもは、特に
組織化を奨励する、あるいはまた組織
せざることを奨励するといふふうな
ことは労働者としてはやるべきこと
ではない。ただ労働者といふものは、
自分の利益のために、やはり組織を
する。この利益のために、やはり組織
をすることは、これは組織化をされる
ことは非常にけつこうなことであり
ます。私はそういう意味で、やはり
日本人全体にもう少し労働問題とい
うものの認識を深めたいということが
労働者の大事な仕事だと思つてあり
ます。先般ドイツに行つておりました
労働者の手紙が参りました。それを
読んでみますと、日本から行つてお
る人が組合に入りたいといふことを
申し出ましたところが、そんなにあ
つて、組合に入る必要はない、十分
研究をして、そうして組合に入るこ
とが利益だといふことを自覚したら、
どんでん話がある。私の方に入
れてあげようといふ話がある。私
の方は労働組合といふものについて
とかくの干渉はすべきではないので
あつて、労働者及び使用者の不介入
の原則といふものは、あくまでも守
つてい、自主的におまかせをすること
がよいのではないかと、こゝろ思つ
ております。

○五島委員 私の質問に對して特
に介入といふ言葉が出たわけですが
どうも、何か観点が違つた感じが
する。介入といふのは、争議をした
り何かするときに、労働者は、組合
はどうしたらいいのだとか、業者は
どうせよといふ場合に介入といふ言
葉が使われるのであつて、労働組合

でき、あるいは労働関係調整法が
でき、労働基準法ができ、いわゆる
三法をもつて労働者を保護するとい
うような観念の中に——労働組織化
ができるように日常的教育、PRする
のだといふことが労働者の設置法
の中にもあると思つておる。それで
その点について一体どうされるのか
。介入といふのは、介入の問題とは
全然違つたのだ。僕は思つておる
のだ。労働者は介入してはいかぬ
のだ、労働者は介入してはいかぬ
のだ。労働者自身が介入するのだ
といふことは、往々にして労働者は
労働組合のやり方を批判したり、
それじゃいかぬのだと言つたり、
あるいは経営者に——こゝろい
ふことは、往々にして労働者は
経営者に対しても、お前たちはこ
ういふ方がいふんだぞなんてい
つて、その手を教えられるよ
うなことがあつたように思つた。
だからそういうふうな干渉は排
除しなければならぬといふこと
で、労働組合が労働者の地位と
生活を向上し安定するために、
労働組合を作つて、その利
のなかから業者と話し合つて、
労働条件を守つていくことが
労働法の精神であるならば、
介入しないのだと言つて
あげらるるかと言つて語弊が
ありますけれども、私たちは
知らぬのだ、労働者は
知らぬぞといふことは言
えないのぢやなからかと思
つておる。ですから、そ
ういふ小さいところでも
労働組合が拡大して
いくことが望ましい、
そういう労働局を通じ、
職安局を通じ、地方
労働局を通じ、職安局
を通じ、あるいは基準局
を通じてそういうふう
に指導しているのだとい
ふような説明が私
はあると思つたら、介入の問題で、

五

んかのときだけ労働大臣が言われると
いうことはちよつとおかしいような氣
がしますけれども、介入という言葉の
用語は、そういう場合に使う用語じゃ
ないのですか。

○倉石国務大臣 もちろん労働省とい
うものは、労働省設置法に定められて
おることを目的にしてやつておること
は当然であります。第三条に労働省の
任務というのがござります。「労働省
は、労働者の福祉と職業の確保とを圖
り、もつて経済の興隆と国民生活の
安定とに寄与するために、左に掲げ
る……小さくてもわかりませぬけれど
も、左に掲げるといふのがここに列挙し
てあります。それは別として、大体労働
省設置法の労働省の任務は、今読み上
げたようなものであります。私は基本
本的に考えておりますことは、たとえ
ば日本にはなお古い考えの経営者がお
りまして、組合をこしらえてやつて、
そうして組合の事務所社内の一室を
提供して、すべての電話やそういうも
のも共用させたり、俸給の中から組合
費をチェック・オフしてやつたり、こ
れは御用組合であります。こういうも
のは私はあまり望ましくは思つてお
りません。自主的にやはり労働者自身
が、御自分の生活環境等に照らし合せ
て、そうしてこれは労働組合を結成す
ることの方がより利益であるという見
地に立つて組合が組織され、それが自
主的に運営されて、健全な労働組合が
発達していくことをわれわれは
期待いたしますことはもちろんでありま
す。

をとりかると、たとえば各都道府県に
出先が労働省にはある。そうすると労
働省設置法の第三条の第一号の中にも
啓蒙宣伝というものがあつた。そうし
たら不介入という言葉の中から、どう
やつて労働省の出先は啓蒙宣伝をする
か。私たちが不介入の立場をとつてあ
ぐらるを組んでおられますから、あなた
の御随意にまかせますから、何でも
したらいんでですという啓蒙をされる
のですか、どういふことになりますか
ね。だから介入とこの三条の一号とは
ずつとかけ離れておる。そういうよう
な大臣の考え方であるから、使用者と
いふかの方たちは、労働組合のスト
ライキの面だけを、単にそのストライ
キがあるいは団体交渉のやり方がい
か悪いかというものは別として、労働
組合といふものはこわいものなのだとい
うような観念が出てくるのじゃなからう
かと思ひます。倉石労働大臣がもしも
そういうような不介入という考え方
あるならば、もう一度労働行政とい
ふことについて、私たちは他の面からも
よく労働大臣にいろいろ質問してみ
なければならぬ。これは基本的な概念
ではなからうかとも思ひますから、さ
らに明らかにして下さい。何かこの法
案とずつとかけ離れたようであります
けれども、私たちは法案の内容に入る
前に、これらの問題を理解しておくか
ければ、この法案の内容そのものに重
大な関連があらうと思ひますから、あ
えて質問をしておきます。

○倉石国務大臣 このことはやはり労
働政策の大事な点であります。この労
働組合といふものは、やはりどこまで
も自主的になさるべきものである。こ
のことは、私どもは経営者側に対して
も同様な見地であります。従つて私が
しばしば申し上げておきますように、
民間産業所属の労働のことについては
政府は不介入だということを申し上げて
おるの、その通りであります。組合法
にも言つておられますように、やはり労
働組合は自主的にどこまでも伸びてい
かされることをわれわれは期待いたして
おります。こういうことであります。

○五島委員 ちよつと執拗だと思われ
るかもしれないけれども、前提とし
て不介入という言葉は、労働問題につ
いては労働省は中立的な態度をとると
いう言葉が不介入という言葉になつて
表現すると思ひますけれども、労働三
法を保護する立場において労働省が設
置されたと思ふ。ですから、歴史的な
中で、そうして現実の問題について
は、経済的な摩擦とかなんとかがあ
ると思ひますけれども、やはり労働者
の生活の安定と向上と、そうしてひ
いては国民経済の興隆とをやらな
ければならぬ労働省の職制上の立場と
しては、そういうような組織が発展し
ていくことを望まなければならぬと思
うのです。しかも私の言ふことと、大
臣の言われることは少しばかり食い違
いがあつて、そうして不介入々々々
と言われるならば、こちらで言われる
ように、どこからか声があつたように、
労働省は要らぬじやないかというよう
な声なんかもあらうと思ひます。で
すから、労働省の大体の職責といふか職
分といふか、それは労働者をいかに保
護するかといふことが起点でなければ
ならぬと思ひます。労働省が設置され
たときだつてその精神で、憲法のあの
精神の中から労働省が設置されたと思
ふ。そうすると労働保護の問題がある。

労働の保護は、労働組合を作つて、そ
して團結せよという精神なんですから、
それについては、権利を付与するのだと
いう労働法の一般の精神ですから、そ
れにあえて不介入という言葉を使い、自
主的なものだ、なるほど自主的だ
よ。労働組合に労働省が入つていつて、
そうしてお前たちは何を言はばやする
んだ、早くこつと規約で作つたらど
うだといふようなことは差し出がまし
いだろうと思ひます。それから業者の
方に行つて、お前たちの労働組合を作
らせるからさう心得よといふような
ことは、介入の面に属するだろうと思
ひます。しかしただ単に不介入とい
う態度そのものは、労働大臣の言葉とし
ては何だかおかしいじやないか、こ
ういふようなことを私は言つておるわけ
です。ですから、不介入という言葉は、
もちろんこの自主的という言葉に對比
するに不介入という言葉をお使いに
なつたのだらうと思ひますけれども、
PR等々については組織の拡大のため
にやるんだといふことは言えないので
すかといふことを聞いておるのです。

○倉石国務大臣 もちろん政府は、憲
法その他労働関係法等にあることにつ
いては、われわれがこれを守る、また
すべての政策はそれを出発にすること
は当然のことです。私が不介入
と申し上げたことについて若干の
誤解があるようであります。たとえ
ば労働協会の審議の過程においても
いろいろ論議されました。私どもとし
ては、やはり労働者も経営者も、それ
からさらに一般の国民も、労働問題と
いふものを十分に会得して、そうして
相互に、自主的に、これが運営される
ように指導していく、これが労働協会
法のときにも議論になりました大きな
目的であると存じます。それからまた
労働者の立場に立つて、政治の面にお
いてこれを保護してあげるといふ点に
ついては、あらゆる角度から、たとえ
ば基準法を奨励する、あるいはまたそ
ういふ意味から申せば、中小企業退職
金制度などいふものも、やはり労働
者を保護してあげるといふ立場に立つ
て考へておることでありまして、も
ちろん労働者のためにわれわれができる
だけの保護施策を考へてやるというこ
とは、当然なことでありまして。ただ私
が不介入と申しましたのは、先ほどあ
なたが御指摘になりましたように、組
合を早く作つていけ、あるいは経営者
に向つて、お前のところは組合を作ら
せるぞといふ、そういうふうな介入は
なすべきではないし、また労使双方に
おいても相手方の人格を尊重して、な
るべく不介入であることが望ましいこ
とは当然であります。

うのです。ただし、第二の点につきま
しては、労働組合運動の活動とかその
他の個々の問題について、運営の内部
に干渉する、そういうことはいけない
のです。だから、その建前をはつきり
してやらないと、労働省は何のために
作っているのかわからなくなる。その
点に対する労働大臣の御見解をお尋ね
いたします。

○倉石国務大臣 先ほど私が申しまし
たように、労働組合というものは自主
的に立てられ、運営されていくことが
望ましい。またそのことは、労働組合
法にも指摘している通りでありまし
て、労働者の結社を作り、あるいは作
らざることを自由をどこまでも尊重
す。しかもそれはそういう建前でありま
す。しかし個々の問題について、あら
ゆる角度から労働者というものについ
て、働く人々に対して、政治の面にお
いて特段のことを考えてやるのは、労
働省設置法にもある通りに労働省の責
務である、こういうことを否定してい
るわけではないのであります。しかし
ながら労働組合というものは、やはり
どこまでも自主性を尊重していく、こ
ういうことが望ましい。そこで先ほど
来お話をいたしましたような、組合を作
る、作らないということについては、
労働者が利益になるということである
ならば、そういう自覚のもとに立たれ
るならば、組合を結成されることは非
常にけつこうなことであります。私はず
いふことを申しておるのであります。

○大原委員 もう一回。ちよつと前の
労働大臣の答弁とはニュアンスが違
うと思うのですが、労働省は政府の機関
だから、確かに第三者、公平な国民の
利益を代表するという面があるのは、

それは当然です。しかしその中の内容
というものは、近代的な民主主義の中
においては、組織された集団としての
労働者を尊重していくという建前を通
すことが、これが公平なんですよ。だ
から、労働組合法や憲法や労働基準法
その他調整法で保護されているので
す。だから組織がでないと、その中
においては、労使関係において不公平
なことや不当なことや、いろいろ人権
無視が起るのです。そのことを明確に
して、労働省は何をなすべきかとい
うことを前提にしてやらないと、そうし
ないで、労働運動の中に介入するとい
うことは、何でも指導をしたりするとい
うことはいけないのです。それは自主
的なんです。組織を作る方針、あるいは
組織を助長するという行政指導、こ
ういふものを明確にしてやるべきだ。

○倉石国務大臣 憲法二十八条で、御
指摘のように、労働者が閉結し、団体
交渉を行い、団体行動を行う権利は、
これを保障する、こうあつて、これを
受けて労働関係法ができておることは
御承知の通りであります。それで労働
省として、政府としてなすべきこと
は、やはり正しい労働運動というもの
が行われることを指導する、こういう
ことは当然のことでありませう。それは
もう申し上げるまでもなく、そういう
ふうなことをわれわれは考え、そうい
う立場であらゆる角度から指導するこ
とは当然であります。

○大原委員 それでは今の点について
は、その正しい労働運動を助長する、

こういう意味の中には、私は最低の問
題として、組織を促進していくような
そういう立法や行政指導がなければい
かぬと考えるのですけれども、業者間
協定とかこの退職手当法案の中にはそ
ういふ点が欠けておるところがあるん
じゃないか、この点大臣の御見解を承
わりたい。

○倉石国務大臣 私は、中小企業退職
金共済法案の中に、特に隠された目的
があるとか、あるいは今あなたの御指
摘のような問題がひそんでおる。そう
いうことは全然考えておりませぬ。
従つて私どもは、ただ空想企業、中小企
業に従事しておられる労働者のために
どのようにしたらできるだけ利益をは
かつてあげられるかということのみに
本案は専念しておるのでありますから、
さように御承知を願ひたいと思ひます。

○大坪委員長代理 大原君に申し上げ
ますが、あなたの質問の時間はほかに
保留してございますが、どうですか。
○大原委員 今に關連して重要だか
ら……。

それでは大臣にお尋ねしますが、今
の共済契約というものは、当事者は法
律的にどういふ関係なんですか。それ
から労働者はどういふ関係があるん
ですか。つまり、契約の当事者はだれ
であつて、労働者との関係はどうなつ
ておるのですか。

て決定すべきものである。「労働者
及び使用者は、労働協約、就業規則及
び労働契約を遵守し、誠実に各々その
義務を履行しなければならない。」こ
れはまあ促進するわけだが、第八十九
条、就業規則に關連いたしまして、「常
時十人以上の労働者を使用する使用
者は、左の事項について就業規則を作
成し、行政官庁に届け出なければなら
ない。」という中に、退職手当第三
号、第四号があります。それから、作
成の手續の第九十条には、「使用者
は、就業規則の作成又は変更につい
て、当該事業場に、労働者の過半数で
組織する労働組合がある場合において
はその労働組合、労働者の過半数で組
織する労働組合がない場合においては
労働者の過半数を代表する者の意見を
聴かなければならない。」ときちつと
書いてある。退職手当は労働条件であ
ることは労働大臣は認められるだろ
う。しかもその労働条件についてのそ
れを實際にやつていく原則について
も、法律に規定してあるわけですが。就
業規則につきましてもあるわけですが。

○大坪委員長代理 大原君に申し上げ
ますが、あなたの質問の時間はほかに
保留してございますが、どうですか。
○大原委員 今に關連して重要だか
ら……。

それでは大臣にお尋ねしますが、今
の共済契約というものは、当事者は法
律的にどういふ関係なんですか。それ
から労働者はどういふ関係があるん
ですか。つまり、契約の当事者はだれ
であつて、労働者との関係はどうなつ
ておるのですか。

○大原委員 それでは、労働基準法の
第二条におきましては、「労働条件は、
労働者と使用者が、対等の立場におい
て決定すべきものである。」「労働者
及び使用者は、労働協約、就業規則及
び労働契約を遵守し、誠実に各々その
義務を履行しなければならない。」こ
れはまあ促進するわけだが、第八十九
条、就業規則に關連いたしまして、「常
時十人以上の労働者を使用する使用
者は、左の事項について就業規則を作
成し、行政官庁に届け出なければなら
ない。」という中に、退職手当第三
号、第四号があります。それから、作
成の手續の第九十条には、「使用者
は、就業規則の作成又は変更につい
て、当該事業場に、労働者の過半数で
組織する労働組合がある場合において
はその労働組合、労働者の過半数で組
織する労働組合がない場合においては
労働者の過半数を代表する者の意見を
聴かなければならない。」ときちつと
書いてある。退職手当は労働条件であ
ることは労働大臣は認められるだろ
う。しかもその労働条件についてのそ
れを實際にやつていく原則について
も、法律に規定してあるわけですが。就
業規則につきましてもあるわけですが。

○大原委員 それでは、労働基準法の
第二条におきましては、「労働条件は、
労働者と使用者が、対等の立場におい
て決定すべきものである。」「労働者
及び使用者は、労働協約、就業規則及
び労働契約を遵守し、誠実に各々その
義務を履行しなければならない。」こ
れはまあ促進するわけだが、第八十九
条、就業規則に關連いたしまして、「常
時十人以上の労働者を使用する使用
者は、左の事項について就業規則を作
成し、行政官庁に届け出なければなら
ない。」という中に、退職手当第三
号、第四号があります。それから、作
成の手續の第九十条には、「使用者
は、就業規則の作成又は変更につい
て、当該事業場に、労働者の過半数で
組織する労働組合がある場合において
はその労働組合、労働者の過半数で組
織する労働組合がない場合においては
労働者の過半数を代表する者の意見を
聴かなければならない。」ときちつと
書いてある。退職手当は労働条件であ
ることは労働大臣は認められるだろ
う。しかもその労働条件についてのそ
れを實際にやつていく原則について
も、法律に規定してあるわけですが。就
業規則につきましてもあるわけですが。

○大原委員 それでは、労働基準法の
第二条におきましては、「労働条件は、
労働者と使用者が、対等の立場におい
て決定すべきものである。」「労働者
及び使用者は、労働協約、就業規則及
び労働契約を遵守し、誠実に各々その
義務を履行しなければならない。」こ
れはまあ促進するわけだが、第八十九
条、就業規則に關連いたしまして、「常
時十人以上の労働者を使用する使用
者は、左の事項について就業規則を作
成し、行政官庁に届け出なければなら
ない。」という中に、退職手当第三
号、第四号があります。それから、作
成の手續の第九十条には、「使用者
は、就業規則の作成又は変更につい
て、当該事業場に、労働者の過半数で
組織する労働組合がある場合において
はその労働組合、労働者の過半数で組
織する労働組合がない場合においては
労働者の過半数を代表する者の意見を
聴かなければならない。」ときちつと
書いてある。退職手当は労働条件であ
ることは労働大臣は認められるだろ
う。しかもその労働条件についてのそ
れを實際にやつていく原則について
も、法律に規定してあるわけですが。就
業規則につきましてもあるわけですが。

成強化して、正しい労働運動については——正しい労働運動という言葉は、非常に政治的色彩を持つているやに少くとも私には聞えるわけです。そういうようなことでは労働大臣が労働組合の組織の問題、労働者自身の組織のあり方、それを介して労働者の地位の向上と生活の安定というものをどう考えておられるかということが、それはそれなりに疑念がわくわけですが、この時間にはそれをつまびらかにしないで、質問を後刻に譲って内容の方に入つていきたいと思ひます。これで……。

○大坪委員長代理 午後二時まで休憩いたします。

午後一時四分休憩

午後三時十四分開議

○大坪委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

中小企業退職金共済法案に対する質疑を継続いたします。齋藤邦吉君。

○齋藤委員 私は内閣提出の中小企業退職金共済法案につきまして、若干の御質問を申し上げたいと思ひ次第でございます。

私が申し上げるまでもなく、中小企業の従業員は大企業に比しまして、ほんとうに労働条件が恵まれてない、そういう状況に置かれておるわけでございます。大企業の労働者の諸君は、春ともなると春季闘争というところでいろいろの闘争を組んで、それによつて労働条件の改善をはかつておる、こういう実情でございます。もとより法律によつて許されておる行為でありませぬから、私はあえて悪いと申し上げ

るわけではありませんけれども、たとえば鉄鉄争議のごときになりますと、試験時期に当りまして、子を待つ親の心を痛めしめるような争議を計画する。これは法律によつて許されておることでありませぬから、私はあえて悪いと申し上げるわけではありませぬけれども、そういう中であつて中小企業の労働者の諸君は、營々黙々として働いておられるが、ほんとうに恵まれない労働条件に置かれておると言わなければならぬと思ひるのであります。こうした労働条件を改善するために、中小企業の経営の基礎を強化するということが、何と申しましても前提の必要な条件であります。これは、申し上げるまでもないところであります。これがためには政府としても各般の施策をとつておられるということを承わつております。またそういうふうな意味合いにおいて、労働問題の中心の課題として、中小企業の労働者の福利施設をはかつていく、こういう点に重点を置いて労働政策を講ぜられておるといふことは、私もまことに敬意を表するところであります。政府はさきに中小企業の労働者のために最低賃金法案というものを提出されまして、すでに衆議院を通過し、近くその成立を見たいと思ひますけれども、こうしたこともやはり中小企業の労働者の福祉のために必要な施策であると思ひます。今回提案されました退職金共済法案も、やはりこの中小企業の従業員の福祉のために提案された法律でありまして、わが党内閣としてこうした立法を企てて国会に提出されるというところは、中小企業労働者の福祉のために申しまして、私はきわ

めて敬服し、慶賀にたえない次第であると思ひます。最低賃金法案、中小企業退職金共済法案等、相次いでわが党内閣が提出した法案というものは、わが党内閣の政府の労働行政の一大進歩を意味するものであると考へまして、その意味から申しまして、まず最初に政府の御努力に対して深く敬意を表するものであります。

そこで私はこの中小企業退職金共済法案につきまして、教点について御質問を申し上げたいと思ひるのでありますけれども、まず最初にお尋ねを申し上げます、こうした労働者の福祉に直結したところの労働政策というものは、あくまでも観念的であつてはならない、現実的なものとして立法を進めていくことが必要である、こういうふうには私は考へていられるのであります。そこでこの中小企業退職金共済法案というものを全般的に見ますと、私は中小企業の労働者のために非常にけつこうな法律だと思ひます。特に問題となつておりますところは、すなわち任意加入でありながら、その退職金について国が補助するのであると私は思ひます。しかしながらその内容を詳細に見ますと、やはりいろいろ問題があります。これは政府もこれを理想案だとお考へになつてお出しなれば、たとえは例を引いて申し上げます、その補助金を交付するにいたしましては、七年の勤続年数を必要とする、こういうふうな問題もありませんか、個人別任意加入方式であるいは包括加入方式、まあいろいろの方法が考

えられるのであります。こうした労働者の福祉に直結する法律はあくまでも現実的でなければなりません。たんに、やはり将来の発展、将来の改善というものを常に頭に入れてこの法律が成立いたしましたあとでも、私は御努力を願ひたいと思ひるのであります。すなわちこの制度ででき上つたとき、中小企業退職金制度についてはこの法律が最も善いものであるといふふうな考へ方ではないに、将来ともやはり中小企業労働者の福祉のためには年々歳々福祉向上のために努力を捧げていく、こういうふうなことにして、必要があつたら私は毎年法律を改正されたいと思ひます。毎年々々法律を改正して、そして真に中小企業の労働者の福祉のためになるように、中小企業労働者が喜ぶような制度を作り上げていくという方向で、将来とも考へていくべきではないか、こういふふうには私は考へておるものであります。そういう意味合いにおきまして政務次官にお尋ね申し上げたいと思ひます。そのことは、この制度につきましても、やはり現在の段階では私はけつこうだと思ひますけれども、将来とも必要があつたら毎年改正するといふくらいは意気込みで、「朝令暮改だ」と呼ぶ者あり、朝令暮改といふのではない、この制度をよりよくする意味において、常に中小企業労働者の実態を十分調査研究し、そしてよりよき制度を確立していくという熱意があまりにあるかどうかというのをまず最初にお尋ね申し上げます。

○生田政府委員 お尋ねのこの法案の具体的な内容につきましては将来もつと改善することがあるかどうかというお

尋ねでございますが、もとともこの法案を出しますときに大蔵省と折衝いたしました条件は、年限においては七年を待たず五年程度でいいじやないかということを主張したのでございませぬ。また補助金の率につきましても、もう少し高率の補助をやつたらどうかということを折衝したのでございませぬが、今日の段階におきましては、大蔵当局との間の折衝でこの程度でがまんをいたしましたわけでございますが、もう少し改善することが必要であると思ひます。必要によりましてはお尋ねのような方針でいきたい、こう考へておる次第でございます。

○齋藤委員 ただいま政務次官から、この制度を続けられていくための非常な御熱意のあります点を承りまして、非常に敬意を表する次第でございます。そういう制度は、何と申しましても現実的な要請に忠応してできていく制度でもありませぬし、理想的な制度を作り上げていく——もちろん一年、二年でできると思ひませぬけれども、将来ともそういう気持でこの制度を盛り立てていただくようにお願いを申し上げます。そこで次に総括的な質問を数点申し上げます。まず最初にお尋ねを申し上げます、たいことは、これは法律的にはつきりしておることではあります、中小企業の労働者のみならず、退職金というものは労働基準法によつて定められていくべきものである、これは当然のことだと思ひますが、念のためにその点をお尋ね申し上げます。

○澁谷政府委員 その通りでございます。

○齋藤委員 中小企業のみならず、退職金というものは、労働組合がありますれば団体協約、あるいはまた十人以上の工場、事業場につきましては就業規則で労働者側の意見も聞く、こういう基準法の建前をとつていくべきものであるということですが、そこでこの退職金決定のルールというものと中小企業退職金共済制度との関係についてお尋ねをいたしたいと思つてあります。その退職金決定のルールといふものとこの共済制度といふものはいかなる関係にあるかということをお尋ねいたしまして、その辺から強制加入の方式の問題なり任意加入の問題なり、そういう点について御質問を申し上げたいのであります。

○齋藤委員 退職金ができる要因と申しますか、原因と申しますか、四つ考えられると思つて、第一は、ただいまもお話に出ておられますように、組合と使用者との間の協約によつてできるという場合が一つ、第二の場合といたしましては、就業規則によつて作られるという場合がある。さらに第三の場合としましては契約によつてできるという場合が考えられるのでございませう。それから第四の場合として、使用者が単独でこういう退職金を設けようということも考えられると思つて、以上四つのごういふような方式が考えられるわけでございますが、この退職金共済法案による退職

金は、この四つの方式をいづれも否定するわけのものではございませう。それぞれ形式によつてできる退職金もございませうが、こういう法律によりまして事業主が自分の従業員を受益者とする、第三者のためにする契約を結んで、それによつてこの退職金を支給する、これはこういう一つの新しい方式を作り出そうとするのがねらいであります。

○齋藤委員 ただいまのお話によりまして、退職金制度は第三者のためにする契約でありまして、その契約を結ぶ原因は四つの原因が考えられるので、従つてその原因のいかなるを問わず、この制度によつて退職金支払いの確保をはかつていこう、これがこの法律のねらいである、こういうふうな承わつたのであります、そう理解して差しつかえないわけではございませうか。

○齋藤委員 その通りでございませう。そこで第三者のためにする契約に、いろいろおあげになりました四つの原因がある。その原因とは別個の問題として、このいづれによるかを問わず、この四つの原因によつてきてくる退職金の支払いを安全にし確保にすることが、こういう制度としてこの制度ができたということであつてございませう。

○齋藤委員 強制加入の方式を採るならば、やはり私はこの法律が強制加入の方式をとらなかつたことは非常にけつこうな方法であつたと思つておられます。すなわち強制加入の方式をとりますと、中小企業の労働者はこの法律の定めるところによつて退職金が決定せられる、金額も千円未満に押えられるかのごとき誤解を生じ、また誤解ばかりでなく、中小企業の企業者がこれを

乱用して、この制度の規定する千円を限度とした退職金というものになるようになつては大へんでありますので、その意味におきまして私は、この政府提案の法案が強制加入の方式を採用しなかつたことは、非常に賢明な方法であつたと考えているものであります。そこでお尋ねをいたしたいことは、そういう意味において退職金をこの法律によつてすべて決定するのだという誤解、あるいはまた中小企業の経営者がこの法律をさやればいいのだという誤解を生ぜしめることのないように強制加入をとらなかつたことは、私は非常に賢明だと思つて、そこでこの強制加入の方式をとらなかつたことはけつこうでありまして、任意加入の方式につきましても、考えてみればいろいろな方式があると思つておられます。すなわち任意加入の方式といふものを考えてみれば、個人別の任意加入の方式も一つ、この法案はこの方式をとつておられたように考えるものであります。そのほかに包括加入というやり方も私はあると思つておられますが、政府がこの法案を提出せられるに当りまして、個人別任意加入の制度をとり、包括制をなせとらなかつたか、その理由をこの際明らかにしていただきたいと考える次第でございませう。

○齋藤委員 強制加入の制度を採用しなかつた点につきましては、ただいま先生も御了解でございませうが、なぜ任意加入の制度を採用しなかつたかという御質問でございませうが、御承知のように退職金という制度は、大体その出発点において相当長期の制度であるといふことが前提になつておられるわけでございます。しかるに従業員を見ま

すると、その中には、女子に多いのでございませうが、初めからその長期に従業することを予定していない短期就職者、それからすでに退職に近づいておるといふような高齢者が含まれておるわけでございます。任意加入の制度を採用いたしますと、そういう短期就職者または高齢者といふような、この長期的な性格を前提とする退職金制度になじまない従業員も当然含まれてくるという点がございます。また、各個人別を対象とする共済契約といふ方式を採用いたしましたものでございませう。

○齋藤委員 ただいま政府委員からそういうお答えがあつたのであります。この点や将来の問題として私はいろいろ出てくると思つて、この法律の何条でありますか、労働者の差別待遇禁止の条項があります。従つて個人別任意加入の方式といふものもあるいは現在の段階ではやむを得ないと思つておられるけれども、労働組合運動もだんだん盛んになつてきておることでもありますから、変に勘ぐられませうとやほりこの法律の健全なる発達のためには好ましくない面もあるかと思つて、将来とも十分一つ御研究をお願いしたいと思つておられるのでございませう。

○齋藤委員 これに類似なものと

いたしましては、私立学校の職員共済組合、これは強制加入でございませうが、退職金に対して補助金を出しておる事例があるわけでございます。

○齋藤委員 そういふわけで、任意加入について、私はほんとうを言つて政府が思ひ切つて補助金を出されたといふふうには思つておられません。この法律の適用範囲についても後ほどお尋ねいたしますが、特に零細であるからといふことでお出しになつたのでありませうが、政府としてもこうした零細企業の労働者の労働条件の改善のために補助金を出されたといふことは、私は深く敬意を表しておきたいと思つておられます。

○齋藤委員 任意加入の退職共済制度に国が補助金を出すといふことであります。この法律に基かないで自主的に任意的にやつておられる協同組合方式でやつておられるわけでありませうが、自主的に民間で退職共済制度をやるものが現在でもありますし、私は将来でもあると思つておられます。そういう制度に対しては補助金を出すべきでないか、こういう議論になります。せぬだらうかといふことを考えるものであります。私はこの制度において、任意加入の共済制度に補助金を出す、これはほんとうにわが党内閣の中小企業対策としての一歩進歩だと思つておられます。私は非常な敬意を表するものであります。法律論的に考えてみますと、この制度に国が補助金を出すならば、民間において将来とも自主的に共済制度に對しては補助すべきではないか、こういうふうな議論が出てきやせぬかと思つておられます。この点につきましましての政務次官のお考えをお聞かせ

いたしたいと思つておられます。

○生田政府委員 この制度につきま

しては、特に政府が中小企業の労働者に対する福祉の増進というところに重点を置いた政策でございますので、補助金を出すという方針をきめておりますし、なお中小企業の実態を見ますと補助金を出さなければこの制度をやつていく能力がございませんので、補助金を出すという方針をきめたわけでございます。しかしこれは任意加入でございまして、あらゆる中小企業の従業員に對しましては任意に加入する門戸を開放してございまして、補助金を支給してもりつばに理由は立つと思つておりますし、またこれがために、ほかの事業に對しまして同様のものができ

○齋藤委員 この退職共済制度につ

きましての退職金決定のルールと退職金制度の問題、それに関連して強制加入あるいは任意加入、そうした加入の問題につきましてお尋ねをいたしましたのであります。

次にお尋ねいたしたいことは、この法律の第二条にあります範囲の問題、これで見ますと、サービス業は三十人未満、鉱工業につきましては百人、こういうことになっておるわけでござい

○澁谷政府委員 昭和三十一年九月の

給与構成の実態調査によりまして、わが国における退職金制度の実情を調査いたしましたのでございまして、それによりまして、規模五百人以上の事業場におきましては、全体の九六・九％が退職金制度を持つております。それから百人から四百九十九人の規模におきましては八二・七％が退職金規定を持つておる。それから三十人から九十九人の規模におきましては約半数の五六・四％が退職金の規定を持つておる。それから三十人未満につきましては調査いたしておりませんが、これはその他の資料によつての推計でございまして、この退職金を持つ率は、三十人から九十九人よりはるかに低いといふふうに推定されるのでございまして、そこで私どもは、先ほども申し上げましたように、退職金を作る作り方といったしましては、協約による方法あるいは就業規則による方法等いろいろあるわけでございますが、ただいまの数字を

○齋藤委員 その点は今詳細にお答

えただきまして了解をいたしたわけでございます。そこで私は総合的にこの給付についての国庫補助金の問題と、掛金の免税の問題の二点についてお尋ねをいたしたいと思つております。

見ても明らかでございますように、大規模の事業場におきましては、すでに相当完備した退職金の制度を持つておるわけでございます。従つてこういった充実した退職金制度を持つておる事業場に對して、国がことさら手を延ばすという必要はございませんので、そこで自分の単独の力では退職金制度を作り得ないというふうな実情にありまして、国が特別の措置を講ずる必要がある、こういうふうになつてくるわけでございます。そこでこの中小企業労働福祉対策協議会におきましても、各業界を代表する十五人の委員にお願ひしまして、この共済法案の適用対象の規模をどの程度にするか、この点はこの制度の一つの基本的な問題点でございますので、相当掘り下げ

○齋藤委員 その点ではなほだこへ

き残念なことではあります、せつかく国が補助金を出される際に、七年、十年と二段がまえで五、一〇％にされたわけでございますが、この補助金を出すという考え方は、どういふ考えから国が補助金を出すという思想になつたのかということなんです。というの、中小企業の経営者が、なかなか経費もかさむことでもあり、退職金の掛金をするの大へんだ、だからその金をある程度めんどうを見るというだけの意味で出したものなのか、あるいは退職金制度に国が補助金を出すことによつて、こういう中小企業者がいい労働者を長くつかへ、しかもそのいい労働者に長いこと働いていただく、こういう意味も兼ねてこの補助金を出すという考えになつたのか。補助金を出すというところは、任意加入について、ほんとうに社会保障的な制度において、これは初めてだと思つて、そういう意味において、国が補助金を出す

○澁谷政府委員 昭和二十九年に労働

者の平均勤続年数というものはどういふことになつておるか、これをまずお示しいただきたいと思つております。

この中小企業、特に百人一三十人と、こういうふうになつております。百人一三十人のこの法律適用の中小企業の労働者の平均勤続年数というものはどういふことになつておるか、これをまずお示しいただきたいと思つております。

○澁谷政府委員 この大企業と中小企

業における従業員の定着率の問題でございますが、これを統計によつて見ますと、次のような状態になつておるわけでございます。五百人以上の常用でございまして、これにおきましては離職率が七・三％、百人から四百九十九人におきましては一三・一％と比較的低いわけでございますが、これに反して、百人以下の事業場になりますと、離職率が相当高くなつてきております。すなわち三十人から九十九人におきましては二二％、それから十人から二十九人におきましては二四・六％、五人から九人になりますと三七％、こういう工合に、事業の規模が零細になるほど従業員の離職率が非常に高くなつてきておるわけでありまして、従いましてこの数字から結論として言ひ得ますことは、中小零細企業におきましては、従業員が安定して働けない、常に不安定な状態において働いておる。これは事業主にとりましてもきわめて不幸なことでございます。また他面この働く従業員にとつても決して望ましいことではないわけでございます。そこで私どももいたしましては、労働条件を高めて、できるだけ従業員が安定してその事業場で働くというふうな態勢に持つていくことが望ましい、こういう考え方に立つたわけでございます。

○齋藤委員 昭和二十九年に労働

者の平均勤続年数というものはどういふことになつておるか、これをまずお示しいただきたいと思つております。

この中小企業、特に百人一三十人と、こういうふうになつております。百人一三十人のこの法律適用の中小企業の労働者の平均勤続年数というものはどういふことになつておるか、これをまずお示しいただきたいと思つております。

そこでこの今回の法案におきまして、七年以上、十年以上の従業員に対して国庫補助を出すという考え方に踏み切りましたのも、実はただいま申し上げましたような点にねらいがあるわけでございます。ただいま申し上げましたように、昭和二十九年の統計によりますと、平均勤続年数が約四年でございますが、その後若干年々も経過しておりますので、大体最近におきましては、百人以下の事業場におきまして、平均勤続年数が五年くらいになっておるかと思われまゝ。そこで私どもは、この法案の実施によりまして、中小零細企業に働く従業員が、従来よりもさらに落ちついて働き、定着するという要素を勘案いたしまして、七年以上に五〇、十年以上に一〇〇の国庫補助をつけるというふうにしたのでございます。

○齋藤委員 退職給付につきまして国が補助を出すという趣旨は、使用者側の掛金の支払い能力ということより、そういうことは問題じゃないのだ、あくまで中小企業の労働者の労働条件を高めて定着をさせるんだ、そういうことによつて中小企業の振興をはかるんだ、こういう趣旨から出たものだ、こういうお答えがあつたわけでございます。ところが、実際問題として、百人未満の工場労働者の勤続年数は四・五年、しかしおそろく最近五年程度になつておるであろう、こういうわけにあります。ところが、実際にこの退職金について、国が補助をした退職金をもたせるというのは、七年以上勤続しないと実際はもらえない。従つてこの法律が出たときに、平均五年勤続年数というものが七年になれば、これは問題ない。しかしながら、一片の法律によつて全国数十万の中小企業の労働者が勤続年数が七年に伸びるとは、これは考へることができない。こういうことからいたしまして、私はこの法律——これは最初に申し上げて、政務次官からお答えいただきましたのでございませうが、こういう点について私は、年々歳々この制度をりつばななものに盛り上げていくために、ほんとに真剣な御努力をお願いしたいということをお願ひ申し上げた。政務次官は非常な熱意を示されて、必要があればいつでも、毎年でも法律改正なんかはやるのにお答えがあつた。そこで私はこの問題については、原案は原案として、今の段階においてはこの法律でけっこうだと思ひますが、将来給付が五年——補助金がかかり七年が五年になつた場合においては、その五年の補助金付の退職金の支給が始まりますのは五年先でありますから、一つこの法律が将来成立いたしました場合には、十分この労働者の勤続年数とかあるいは中小企業のいろいろな状況等を慎重に一つ御研究願つて、将来ともこういう問題については改善する方向に勇気を持つて善処をしていただきたい、こういうふうな……（この国会でやれ）と呼ぶ者あり）まあ、この国会において、必ずしも私は固執するものではありません。将来ともこういう制度を年々歳々よくしていくように御努力をお願いしたいと思ひますが、こういう点につきましても政務次官の御所見をお聞かせいただければ、はなはだけっこうだと思ひます。

○生田政府委員 補助金を出しましたのは、従業員が、ある程度の年限を勤めたならば退職金がもらえらるという、その従業員に対する魅力といひますか、ともかくそういう希望が出来るということ、永続してその職にとどまる大きな原因になると思ひますので、その効果をねらつたものでございませうが、しかしこの法律は、実際問題といたしまして、これが中小企業の従業員に對しまして十分な退職金であるという考へ方は、もちろん政府としても持つておりません。しかし今まではこういう制度が何もなくつたのでございませうから、これでも確かに従業員が持つて居る魅力のものがあつて、そして安定するのではないかと、こういう考へておるわけでございますので、この法律が成立した後も、いろいろな情勢に応じては、制度を改善していくという方向へ持つていきたいと思ひておるわけでございます。

○齋藤委員 この制度において政府が補助金を出す、これはほんとに労働政策の一大進歩だと私は思ひますから、この意味においてけっこうだと思ひます。将来ともよく運営の実情を見て、熱意を持つて改善に當つていただくと、うにお願ひを申し上げます。

ところで、この補助金と同時に、これは中小企業の退職共済における掛金についての減免税、たとえば法人税あるいは事業税、そういう方面について、掛金については免除になると思ひますが、条文を見ますと、この法律にはありません。これは別の法人税なりその他の税法で規定されるんだと思ひますが、その税法上の根拠、並びにこれが将来三百万人程度の中小企

業労働者がこの法律の範囲内に入つてきた場合に、その法人税、事業税等について、どの程度の減免税になるのか、この見通しであります。今すぐわかりにくければこの次でもけっこうですが、もしありましたらお尋ねをいたしてみたいと思ひます。

○澁谷政府委員 ただいま御質問の掛金については、これは全額免税、それからこの法律によつて出される退職金につきましては、税法上の退職所得とみなして、減免税されるという措置をとることにございませう。この法案の立案に際しまして大蔵省当局と十分折衝いたしました結果、ことごとく労働省の希望をのんでいただきました。これは手続といたしましては、それぞれ法人税その他の法律に基く政令またはこれに基く省令で、それぞれの必要な措置をとることになつております。

それからどの程度の減免税になるかというお尋ねでございますが、これは将来どの程度の加入者があるかというところで變つて参るわけでございますけれども、かりに一つの想定でございますが、初年度末におきまして加入者が十万人、五年度末におきまして八万人、十年度末におきまして百五十万人、それから平常の年度におきまして三百万人という想定のもとで、掛金を一人当り一カ月三百円、こういう前提のもとで推算いたしますと、国税の免税額は初年度が三千万円、五年度におきまして九億四千万円、十年度におきまして十八億七千万円、平常年度におきましては三十七億八千万円となる予定でございます。これにさらに地方税におきまして、当然これに従いまして

て減免税の措置が講ぜられますので、この地方税の減免税と合せますと、さらに一割程度の減免税がこれに付け加わる、こういうことになる予定でございます。

○齋藤委員 だんだんお尋ねいたしてまいりますと、この制度が、給付についての補助金のほかに、中小企業者の掛金についても、平常年度におきまして国税その他実に四十億近い金額が免税されるということ、この点につきましては、この立案に當りましての御努力に深く敬意を表するものであります。

そこで、もう二つばかりお尋ねをいたしたいのでありますが、一つは、この退職共済制度の運営に當りますために、事業団というものを創設される。この事業団を創設されるという考へになりまして根本的な考へ方一つお尋ねいたしたいのであります。と申しますのは、現在いろいろ協同組合方式等で退職共済制度を運営しておるわけでありませうが、その協同組合組織ではどういふ点があるのか、やはりあくまでも共済事業団でやるべきである、こういうふうな考へになつたのか、その点が一つ。

それからもう一つは、労働省所管では労働福祉事業団、これは非常に名前がいい事業団をお持ちになつておられる。そこでそういう事業団にやらせないで独自の事業団をお作りになるという根本的な考へ方、すなわち協同組合方式を排し、しかも既存の事業団に行わしめないで独立の事業団をお考へになった根本的な考へ方につきましてもお聞かせいただければ仕合せだと思ひます。

○渡谷政府委員 この法案の立案に際しまして、いわゆる組合方式を採用するか事業団方式を採用するかというところは一つの大きな問題であつたわけでございます。この点につきましても、対策懇談会におきましてもあるいはまた労働省内部さらには大蔵省を入れての政府内部におきましても、あらゆる角度から慎重に検討をいたしたのでございます。

○藤藤委員 協同組合方式を採用いたしまする場合の長期的な管理の確実、責任性ということから、やはり事業団方式がつけようである、こういうお答えであつたわけでありませう。そこでこの際その点に関連して、事業団の将来の運営の問題として私はここに四十四条という問題を一つお尋ねいたしたいのであります。

それからさらに第二点といたしましては、この相当巨額になる積立金を確実に管理していくということが一つの基本的な要件になるわけでございますが、組合方式でやつた場合にその点は十分保証できるかという点でございますが、さなきだに金融その他で窮状に立つております中小企業者の組合に、長期にわたつて巨額な金を安全に管理させていくということは、これは

言うべくして実際問題としてなかなか困難が伴うのでございます。そこで私も以上のような困難を排除して、この長期的な制度に見合ひ積立金の永続性、それから安全に確実に管理する方式としてのどうしても事業団方式以外にない、こういう結論に立ちましてこの事業団方式を採用いたした次第でございます。

この四十四条によりますと、「第二十八条の目的を達成するため、次の業務を行う。」というので一号二号三号とあるわけでございます。「保健、保養又は教養のための施設の経営」といふようなことが二号にあるわけでございますが、そこで私のお尋ねしたいことは、こういう事業団ができましたら、長期にわたつて中小企業者の納める掛金を管理していくということでありまして、あくまでもその管理ということが最大の使命だ、ところがやはりこういう事業団というものができて参りますと、とかくこういう施設の経営に一般的に興味を持ちたがるのです。私はこの事業団がそうなるというのじゃありません。一般的に申しますと、こういう施設の経営に興味を持つて、保健といふことでありますから病院、こう考えられるかどうか知りませ

んがそういうことになる。そうしますと、今の日本の三公社五現業その他国の施設、特別会計等を見ますと、こういう附帯施設をみんな書いてあるのです。という、やはりとかくこればかりりたがる。そういうことになりかばり夢中になるというわけじゃないかもしませんが、多少そつちに気がとられ、本来の使命といふのを忘れがちというわけじゃありませんけれども、お留守になつてはこれは大へんだ、従つてあくまでも私はこの四十四条のいう福祉施設といふものはそう早急におやりにする必要がない、むしろあくまで新しいいい制度なんですから、この制度をまず育て上げる、それで事業団はこういう附帯施設の事業にはあまり興味をお持ちにならぬようにしてもらいたいと思つてお尋ねのす。そういう意味において、四十四条のこういう業務運営について労働大臣としての将来の指導方針といふものも、もしここでお聞かせいただければ、私は非常にけっこうだと思つてお尋ねのす。国の全般の特別会計あるいは事業団を見ますと、たとえば病院を見ますと、厚生省の中でも厚生年金病院あり、あるいは健保の病院あり、労働省に労災病院があるというので、近くこうした病院施設の調整のための立法もされるという話も承わつてお尋ねのす。やはり調整のため

の立法措置を必要とする以前に、あまりこいうことに御興味を感じられないで、事業団本来の使命に邁進していただく、全精力を集中していただく、こいうふうにお願ひをしたいと思います。感もするわけでございますが、労働大臣としてのこいうした事業の運営の御方針をお聞かせいただければ仕合せだと思ひます。

○生田政府委員 お話の通り、全くこの事業団体の一番の目的は経済事業を完遂するということでございますので、その積立金の管理に万遺漏があつてはならないのでございますから、全くお説の通り傍系な事業には戒心をして、あまり手を出さないという方針がよいと考えてお尋ねのす。○藤藤委員 ただいまのことと適切な指導方針を承わります。けつこうだと思つてお尋ねのす。

ただいまのことと適切な指導方針を承わります。けつこうだと思つてお尋ねのす。○藤藤委員 ただいまのことと適切な指導方針を承わります。けつこうだと思つてお尋ねのす。

一前提にお願ひしたい。従つて資金運用部に預け入れたいということになるべく最小限度にとめていただきたい。そこでこれは「政令で定めるところ」と書いてあるわけでございますが、政令でありますから、まだお尋ねのす。労働省とありまして、この政令の内容は確定はしておらぬと思ひますので、一つ将来政令でおきめになるときには、資金運用部へ預ける金といふものは最小限度にとめて、中小企業の振興のために、事業振興のために還元融資をしていただく、こいうふうにしていただくことが、私は望ましいと思つてお尋ねのす。その点に、一つ政務次官の御意見をお聞かせいただきたいと思います。

○生田政府委員 余裕金の預金部資金への預託につきましては、まだ大蔵省との間には何ら具体的な取りきめもしておりませんので、全く藤藤委員の御意見はごもっともと存じますので、そのようにいたしたいと思つてお尋ねのす。○藤藤委員 だんだん最後になりましたから、もう一点だけお尋ねのす。たしですが、この点は、政令の定めるところといふことでございますから、あくまでもこの預金部資金に預け入れ、ほんとうに中小企業の零細な資金を集めたものでございませうから、そういう方面に最善の御努力を払つていただくようにお願ひしたいと思つてお尋ねのす。

最後にもう一点お尋ねのす。この法律を見ますと、審議会といふものが一つもないのです。とかく役所のいろいろな法律を

見ますと、審議会を——まあ労働省がお好きだというわけではございませんけれども、審議会というものがよくあるわけなんです。たとえばこの中小企業退職金共済法案というものも、将来改正する必要もたくさんあると思うので、先ほど来申し上げましたように、この法律は理想をねらっておる法律でありますけれども、現段階ではやはりこの程度というところの法律内容で、今がこれが永久の理想的立法であるというわけではありませんことは、政務次官もお答えになられた通りであります。そこでやはりこの中小企業退職金共済法について、将来やはりいろいろ改正をしたりする必要が年々歳々起ってくると思うのです。私は毎年おやりになった方がけつこうだと思っておりますが、そこでこの法律運用の大綱について、やはり何らかの審議会というものがあつて、たとえば中小企業の経営者あるいは公益の方々あるいは中小企業に働いておられる労働者の御意見も聞きながら、将来の中小企業退職金共済制度というものを確立していく、こういうことが必要ではなからうかという感じもいたすわけでございます。しかしながら、この点についてはおそろしく、労働省のことでございますから、慎重にお考えになられて、この法律を立案するに当りまして、何という名前でありまするか、審議会を作つて、各方面の御意見をお聞きになつた、臨時中小企業労働福祉対策懇談会ですか、非常にいい名前の懇談会でございますが、こういうふうな懇談会によつて、将来とも意見をお聞きにならうかというお考えなのか、あるいは将来閣議決定

等によつて審議会をお作りになつていただくかというふうな点、どういふふうにお考えになつておられるか。またこれにつきましても一つの考え方があつたらどうか、こういう意見も一つあるように私承わつておりますが、これは私はけつこうじやないと思つて、これは私の意見を申し上げては失礼かもしませんが……なぜかと申し上げますと、事業団というものはあらゆる事業を現業的に行ふ事業団なんです。その置いたのでは、船頭多くしてなかなかな動かなくなつておるのです。そういうことを私は申し上げるのではない。この法律全般ですね。すなわち退職共済の御意見を労働大臣がお聞きになる、これは私は必要だと思つておる。それはどういふふうにお聞きにならうか——必要はないとおつしやるならば別であります。そういう点についてのお考えが、おありでございますら、この機会にお聞かせをいただきたいと思つておるわけでございます。

○倉石国務大臣 本案の作成に当りまして、そういう点につきましても種々検討をいたしたのであります。御承知のようにこの制度は退職金を取り扱ふものであります。従つてその中心になります事業団の仕事というものは、きわめて技術的で型にはまつたものであります。従つてこれを運営いたしますという事は、ほとんど事業団の規定に定められた仕事を地道に実行いたしますという事でございまして、従つて正しく運営されておるかどうかという事は、もちろん労働省において監

督をいたしますが、なお先ほど来お話のありましたような点につきまして、全国に商工会議所もございまして、あるいは中政連といつたようなものもございまして、ことに中小企業について特段の努力をいたしておる面もあると思つておる。そういうもの意見も十分に参考をいたしましてこの運営の万全を期するよう政府においてやつていきたい、こういうふうにご考へておるわけでございます。

○齋藤委員 大体この中小企業退職金共済法案につきましては、以上数点いろいろな問題を指摘しながらお尋ねをいたしましたわけでございますが、最初に私が申し上げましたように、こういう制度はあくまでも現実的なものでなければなりませんし、あくまでも労働者の福祉と直結して具体的に発達をさせていかなければならぬ、こういうふうにご考へておるものであります。この提案されております法律案が理想的な案だとはいえない面もあると思つたので、将来ともこの法律が成立いたしました暁におきましては、この法律運用の状況その他を十分見きわめられまして、この制度がさらに一そうよりよき制度になりますように、格段の御心配をいただくことをお願い申し上げます。私の質問をこれで終えさせていただきます。と思つておる。

○大坪委員長代理 次会は明日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後四時十八分散会

昭和三十四年三月十三日印刷

昭和三十四年三月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局